

(目的)

- 1 このガイドラインは、洪水、高潮等による浸水が予想される区域において建築物の地階に設けられる居室、地下街等（以下、「地下空間」という。）の設計又は管理を行う者に対し、浸水対策上留意すべき設計及び管理方法について指針を示すとともに、地下空間に関する内容を含む災害危険区域に関する条例や地域防災計画の策定・変更等の地方公共団体における地下空間の浸水対策の施策の実施にあたって参考となる技術的資料を提供することによって、地下空間の浸水に対する安全性の確保に資することを目的とする。

【主旨】

我が国の都市の多くは、河川のはん濫により造り出された沖積平野に立地しているため、水害を受けやすいという宿命を負っている。一方、都市には人口や資産及び各種の中核的機能が集中しており、地下空間を含め高度な土地利用が図られている。

近年、都市で発生している水害では、河川や下水道から溢れた流水が都市の低地部に集まり、そこにある地下室や地下街が浸水することにより重大な災害が発生している。平成 11 年には、福岡県博多駅周辺のオフィス街のビル地下一階で、東京都新宿区の住宅地では地下室で、関係者それぞれ一名が水没した地下室に閉じ込められ犠牲になった。また、平成 12 年に発生した東海豪雨では、地下鉄への浸水により交通が麻痺するなどの被害が発生した。このように、都市部において地下空間の利用が進む中で、地下での浸水危険性は今後さらに高まるおそれがある。地下空間の浸水は人命に関わる深刻な被害につながる可能性が高いため、その対策は重要な課題である。地下空間における浸水被害を軽減するためには河川や下水道の整備を進め、地下浸水対策をはじめとした都市型水害対策を充実させることが第一の対策となる。しかし、整備を進めていったとしても、整備されるまでの間に起こる洪水や治水施設の整備水準を上回る洪水が発生する可能性をゼロにすることは不可能であり、この災害リスクは依然存在している。このようなことから、平成 11 年 8 月に国土庁、運輸省、消防庁、建設省の 4 省庁合同で「地下空間における緊急的な浸水対策の実施について」を策定し、緊急的な対策として以下の事項を推進することとした。

- 1 地下空間での豪雨及び洪水に対する危険性の事前の周知、啓発
- 2 洪水時の地下空間の管理者への洪水情報等の的確かつ迅速な伝達
- 3 避難体制の確立
- 4 地下施設への流入防止等浸水被害軽減対策の促進

また、平成 12 年 12 月に河川審議会より答申された「今後の水災防止の在り方について」及び平成 13 年 6 月に公布された改正水防法においても、地下空間における浸水対策に関する事項が明記されている。

- 河川審議会「今後の水災防止の在り方について」答申（一部）：「地下空間の浸水は人命に関わる深刻な被害につながる可能性が高いため、その対策は重要な課題であり、以下のことを行う必要がある。

利用者の安全に配慮した施設の設置・改良、水災時の避難誘導等に資するため、洪水ハザードマップ等により地下空間の管理者へ浸水の危険性に関する情報提供を積極的に行うとともに、地下空間の管理者を情報伝達体制の中に位置付けること。地下空間の管理者は利用者や従業員の安全確保のために水防の責任者、連絡体制、避難誘導計画等を定めた浸水被害防止計画を作成するとともに、従業員などへの防災教育、訓練を行うこと。

地下空間の浸水防止や利用者等の避難行動に必要な時間の確保のために、土嚢等の水防資機材の備蓄のほか、出入口のステップアップ、防水板や防水扉の設置等の施設面での対応が必要である。これらの対策のため、構造基準、設計指針等の必要な技術的検討を早急に行うこと。」

- 水防法第 10 条の 5 第 2 項：「市町村防災会議は、浸水想定区域内に地下街その他不特定かつ多数の者が利用する地下に設けられた施設がある場合には、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう前項の洪水予報の伝達方法を定めるものとする。」

本ガイドラインは、これらの状況を踏まえ、主に河川審議会において答申された「構造基準、設計指針等の必要な技術的検討」を行ったものであり、洪水時等に浸水のおそれのある土地で地階に設けられる居室等について、建築物の構造及び維持・管理方法について指針を示すものであり、地階を有する建築物の浸水に対する安全性の確保に資することを目的としている。

設計者が地階を有する建築物の設計を行なう場合等に技術的情報として参考となる。

地下空間の管理者等が、管理上留意すべき情報等として活用する。

地方公共団体が災害危険区域に関する条例もしくは地域防災計画を策定又は変更する場合等に参考となる。

なお、本ガイドラインは、洪水、高潮等による浸水を想定して作成している。津波については、想定される外力や避難行動等の点で洪水等と異なる点が多いため、今回のガイドラインでは対象から外している。

また、施設は、地下空間の中でも地下街、オフィスのビルの地階、地下店舗、地下居室、地下コンコースなどを主な対象としているが、地下鉄の浸水対策にも技術的な概念を整理し、参考となるものである。